

令和 6 年度

第 9 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 6 年 12 月 5 日(木) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 25 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（12 月 27 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二		○
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦		○	出張所長	田邊 徹		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 任	木村 泰三	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主 任	石田 泰清	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	掛札 靖彦		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	村木 莉加	○		主 任	光永 稔彦		○

事務局員 (本庁)	ただ今より、令和6年度第9回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分) 本日、黒木事務局長は議会对応のため欠席です。また、18番前田委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。
議長	(挨拶)
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は23名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 16番金本委員さん、17番渡邊委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案に移りたいと思いますが、あらかじめ送付の議案に追加と訂正がありますので、事務局から報告させます。
事務局員 (本庁)	○追加 ・議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 事前配布資料を委員に発送後、1件追加（受付番号64）がありましたので当日配布資料に追加しております。追加については担当委員に説明し、現地確認を行った上で了解を得ています。 ○訂正 ・議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 議案第5号「非農地証明申請について」 非農地証明受付番号50番について、現地確認の結果、申請の一部を削除し、農地法第3条の申請（受付番号58）に移動する形となったため、地積合計を訂正しています。 ・議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」 受付番号15について、農地区分が第1種のところを第2種と誤って記載しておりましたので訂正しています。 以上、訂正しております。

議長	それでは議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号 52 から 64 の 13 件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。
20 番小次委員	説明資料について、同一ページに受付番号 53 が 2 つ見受けられますが、これは誤りでしょうか。
事務局員 (本庁)	受付番号については本来 54 と記載すべきところを 53 と誤って記載しておりました。お詫びして訂正いたします。
10 番前田委員	議案資料の受付番号 52 について、譲受人の農業従事状況等の項目で、従事日数の記載が「〇〇日」、「延べ〇〇日」と混在しています。また、受付番号 64 では臨時雇用の項目が「〇〇人」と記載されているので、記載の統一をされた方が良いと思います。
事務局員 (本庁)	受付資料の内容をそのまま記載しておりました。申し訳ございません。記載については今後、申請を受け付ける際に内容についてより詳しく聞き取り、統一させていただきます。
7 番須應委員	受付番号 55 について、新規就農者で、水稻と野菜の作付を行う計画とされていますが、農業従事日数が 60 日予定となっております。実際に両方管理することはできるのでしょうか。
議長	担当の寺西委員さん、いかがでしょうか。
8 番寺西委員	受付番号 55 について、新規就農ではありますが既に地域の中山間グループに所属しており、野菜は自作し、水稻については近隣の大型機械を所有している方をお願いをするということでした。60 日は農業従事日数の中では少ないと思われませんが、お話を聞き取り可能

議長	と判断しました。 ありがとうございました。他にございませんか。
議長	(なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号52から64の13件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。
議長	(異議なしの声あり)
議長	それでは受付番号52から64の13件について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法 附則 第5条第1項の規定に基づく農地利用集積計画書の令和6年11月期の申出分については、「令和6年12月27日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回、利用権設定（一般分）が14件 60,396㎡、利用権設定（農地中間管理事業分）が64件 462,844㎡となっています。 農地中間管理事業分については、農地中間管理機構からの転貸先として、峰田町の農地を〇〇さまへ 1,964㎡、平和町の農地を株式会社 〇〇さまへ 10,947㎡、川西町の農地を農事組合法人 〇〇さまへ 284,594㎡、尾引町・平和町の農地を〇〇さまへ 101,900㎡、上原町の農地を〇〇さまへ 40,775㎡、尾引町・平和町の農地を〇〇さまへ 22,664㎡となっております。 以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

事務局員 (本庁)	説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様から何かご質疑等はございませんか。
21 番天根委員	資料で、賃借料の項目が空白になっているものが一部ありますが、これは意図があるのでしょうか。
事務局員 (本庁)	利用権設定の契約方法で、物納（お米等）や金納で契約する「賃借契約」と使用料が発生しない「使用貸借契約」があります。賃借料の項目が空白の案件については、使用貸借契約で賃借料は発生しませんので、空白としています。
議長	ありがとうございました。他にございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」上程いたします。 受付番号 13 から 15 について、事務局から説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (東城出張所)	受付番号 13 位置等：説明資料の 9, 10 ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済

事務局員 (口和出張所)	受付番号 14 位置等：説明資料の 11, 12 ページに記載 転用事由： 墓地、家庭菜園、倉庫、道（倉庫、道については既に建築・整備されており、追認を求める申請で、顛末書も提出済） 資金計画： 全額自己資金（墓地のみ） 他 法 令： 特になし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 補 足：申請地は第一種農地に該当する
事務局員 (比和出張所)	受付番号 15 位置等：説明資料の 13, 14 ページに記載 転用事由： 墓地（既に建設済みのため追認を求める申請で顛末書も提出済） 資金計画： なし（追認を求める申請のため） 他 法 令： 特になし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 補 足：申請地は第一種農地に該当する
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。
3 番木村委員	受付番号 14 について、転用事由の「家庭菜園」という項目について詳しく教えてください。
事務局員 (口和出張所)	この農地は既に平成 23 年 2 月に農振農用地区域から除外されており、現在は畑ではないという判断となっております。今回の申請地でお墓と倉庫小屋の間に空地があり、余った残地の利用として家庭で作れる葉物野菜を作りたいということで家庭菜園という項目を追加することになりました。
9 番森兼委員	受付番号 15 番について、第一種農地に該当する土地を墓地にしたのは何か事情があったのですか

事務局員 (比和出張所)	理由といたしましては申請者が農地法について認識不足で許可を得ずに墓地を建設してしまったということです。
議長	ここで受付番号 15 について整理いたします。 受付番号 15 の案件は、第一種農地に該当する田の一部を分筆して墓地としたいということです。既に古い墓をいくつか申請地に持ってきているので顛末書を添付されております。今回の申請で分筆と実測図をもって新たに墓の建設をしたいという案件でございます。よろしいでしょうか。
議長	他にございませんか。
10 番前田委員	受付番号 15 について分筆をされるということですが、分筆の手続きと新しい墓の建設は順序としてはどちらが先にされるべきなのでしょうか。
事務局員 (本庁)	手順としては分筆をした後に新しい墓を建設するというのが通常ではありますが、今回は、「申請地番の一部」という内容で申請されており、新しい墓の実測図も作成・添付されておりますので、農業委員会での申請の受付と許可の審議は不可能ではないということです。手順は前後しますが、許可された場合は許可書をもって転用申請、分筆という流れになると思われます。
24 番榮田委員	現地確認をしましたが、墓が存在しており、土地の登記地目は田ですが、農地法の認識不足のまま自己判断で墓を作ってしまったということを聞き取っております。
議長	他にございませんか。
8 番寺西委員	受付番号 14 について、平成 23 年に農振農用地区域から除外されたということですが、その後申請者は畑のまま使用していたということですか。
事務局員 (口和出張所)	本来、除外申請の後、転用申請手続きという流れにはなっていますが、申請者は、除外申請のみの手続きで完了したと思い、転用手続きをせずに倉庫の建設と道の舗装をしてしまったということです。ですので、倉庫と道については追認、墓と家庭菜園についてはこれから実施するということで改めて転用申請手続きを行うということです。

議長	他にございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請について」受付番号 13 から 15 の３件を一件ずつ採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしという声)
議長	それでは採決に移ります。 まず、「農地法第４条の規定による許可申請」受付番号 13 について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして「農地法第４条の規定による許可申請」受付番号 14 について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	最後に「農地法第４条の規定による許可申請」受付番号 15 について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号 33 から 35 について、事務局から説明を求めます。 (説明　以下　概要)

事務局員 (西城出張所)	受付番号 33 位置等：説明資料の 15, 16, 17 ページに記載 転用事由： 土場（追認を求める申請で、顛末書も提出済） 資金計画： なし 他 法 令： 特になし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 受付番号 34 位置等：説明資料の 15, 18～27 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 特になし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済
事務局員 (比和出張所)	受付番号 35 位置等：説明資料の 13, 28 ページと別紙に記載 転用事由： 宅地 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 特になし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 補 足：申請地は第一種農地に該当する
事務局員 (本庁)	受付番号 35 につきまして補足説明いたします。この申請は昭和 59 年頃に土地改良事業を実施した第一種農地に住宅を建設するというものです。許可については、例外規定にあたる第 2 許可（集落に接続する住宅については許可をする）に該当することになります。 申請地については、庄原市農振部局と農業委員会の事務局での協議の結果、申請地周辺の集落状況、申請者の父の所有地の状況、代替性の検討を総合的に判断しまして今回の申請地になりました。 申請者には令和 5 年 9 月に農振農用地区域の除外申請と分筆登記をしていただいたうえで

事務局員 (本庁)	転用申請をしていただくようお願いしました。農振除外は令和6年5月に申出が受理され、5月中に申請地を分筆登記、令和6年10月に農振除外が完了し、今回申請があったため議案として提出するに至りました。以上で補足説明を終了いたします。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はありませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号33から35の3件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしという声)
議長	それでは採決に移ります。「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号33から35の3件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案第5号「非農地証明申請について」を上程します。 受付番号46から53について事務局からの提案説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号46 位置等：説明資料29,30ページに記載 潰廃事由：祖父の代の時、当時の隣接権利者との間で土地交換の話があったようだが、必要な手続きがされていないので所有権界と筆界の不一致で、申請地は宅地の庭の一部となっている。この度、現在の当事者同士で筆界を分筆し地目の整理をして地目変更登記をするため。

事務局員 (本庁)	現地確認：宅地の擁壁部分と前方の水路であり、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 47 位置等：説明資料 29, 31, 32 ページに記載 潰廃事由：申請地が父の時代に耕作を続けることができなくなり、相続を受けたが申請人も遠方で管理ができないので原野化し、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：かや、かずら、低木が繁茂し原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (西城出張所)	受付番号 48 位置等：説明資料 15, 33 ページに記載 潰廃事由：昭和 34 年頃に祖父が亡くなった後、家族が転居したため管理する者がおらず原野化し、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：雑木が生い茂り原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 49 位置等：説明資料 34, 35 ページに記載 潰廃事由：平成 26 年頃から人手不足で耕作しておらず原野化し、このたび地目変更登記をする。 現地確認：雑木が生い茂り原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (東城出張所)	受付番号 50 位置等：説明資料 9, 36 ページに記載 潰廃事由：農地法上の許可を得ずに樹齢 70 年の杉を植林して山林化した土地と、昭和 55 年から 60 年頃に住宅を建設した土地があったため、このたび地目変更登記をする。(許可を得ていなかったことについての顛末書も提出済) 現地確認：それぞれの申請地が山林化および宅地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。

事務局員 (東城出張所)	受付番号 51 位置等：説明資料 9, 37 ページに記載 潰廃事由：前所有者の父が亡くなった後、遠隔地に居住していたため数十年の間耕作不能となり原野化したため、このたび地目変更登記をする。(許可を得ていなかったことについての顛末書も提出済) 現地確認：雑木が生い茂り原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (口和出張所)	受付番号 52 位置等：説明資料 11, 38 ページに記載 潰廃事由：昭和 51 年頃に隣接地に建物が建設され、申請地は建物敷地を支える斜面として利用され続けており、農地として復旧不可能の状況で、このたび地目変更登記をする。 現地確認：建物敷地を支える斜面として利用され原野化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 53 位置等：説明資料 11, 39 ページに記載 潰廃事由：昭和 50 年頃に父が駐車スペースを作るために申請地を埋め立て進入路と駐車場にしたが、農地法上の許可を得ていなかったため、このたび地目変更登記をする。(許可を得ていなかったことについての顛末書も提出済) 現地確認：駐車場と進入路となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。
7 番須應委員	受付番号 52 の資料で「筆界未定地」と記載されていますがこれはどういう意味でしょうか。また、受付番号 50 の申請の一部が取下げとなっていますが、その理由も教えてください。

事務局員 (口和出張所)	受付番号 52 の「筆界未定地」とは、法務局の公図で記載されているもので、公図は通常筆ごとに境界線が引かれていますが、中には土地と土地の境界線が分からない、線を引くことができない土地について記載されることがあります。今回の申請地については宅地と農地の間に境界線が分からない、線を引くことができないということで「筆界未定地」と記載されています。
事務局員 (東城出張所)	受付番号 50 については、申請地が非農地証明をされた後、申請者は子に一括で名義変更をする目的としていましたが、取下げの対象になった土地は山から水が流れる土地で現地確認をした結果、農地として復旧可能と判断したため、非農地申請ではなく、3 条申請で手続きを行っていただくことを推奨したところ、申請者が農地として続けて管理することとされ、議案第 1 号の受付番号 58 に移動する形で非農地申請では取下げという形になりました。
6 番増谷委員	受付番号 49 について、改廃年が平成 26 年頃と記載されていますが、改廃年とは、改廃が始まった年を指すのでしょうか。また、非農地と認められるのは改廃開始から 10 年程度が目安となるのでしょうか。
事務局員 (西城出張所)	改廃年につきましては改廃が始まった年のことを意味しております。また、非農地判断につきましては、おおむね 10 年というところを目安とされております。
17 番渡邊委員	受付番号 50 について、申請地の中で、樹齢 70 年の杉を植林されたとありますが、70 年前に植林をして山林化したということですか。
事務局員 (東城出張所)	申請地の周囲は元から山林であり、70 年前に杉を植林して年月を経て周囲の土地と一体化した形で山林となったという意味です。
8 番寺西委員	受付番号 46 について、申請にあたり、筆界について土地家屋調査士等の業者も携わっているのかを教えてください。
事務局員 (本庁)	申請地については、令和 5 年に開催した農地相談で申請者から土地家屋調査士にそうだんがあり、土地家屋調査士からは、測量をすることはできるが、筆界については土地の所有者同士で協議して決めてほしいとの回答でした。申請者は隣接地の所有者と協議し、両者合意の下で筆界を定め、土地家屋調査士を通じて分筆することとなりましたので今回の申請に至りました。

議長	ありがとうございました。 ほかにごありませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第 5 号「非農地証明申請について」受付番号 46 から 53 の 8 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしという声)
議長	それでは採決に移ります。議案題 5 号「非農地証明申請について」受付番号 46 から 53 の 8 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、承認されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ○会長報告 ○報告事項 ・役員会（第 8 回総会終了後開催） ・庄原市農業政策に関する意見書の提出（意見交換） ・農業者年金相談会の開催結果 ・広報委員会「恵みの大地冬号」の 2 月発行について ・地域計画策定における「協議の場」への参加について ○今後の主な日程 の報告を行った。

議長	以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんからご質疑、意見等はございますか。 (なしという声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第9回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時25分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和6年12月5日

議長
(道下 和子) _____

16番委員
(金本 哲弥) _____

17番委員
(渡邊 敬子) _____